

LIVING in USA

米国の住まいを豊かにするページ：住居から考察するNYライフスタイル



マンハッタンに面したニュージャージー州ウエスト・ニューヨークのウイーホーケン地区には、フェリー乗り場の隣に集合住宅と商店が密集したコミュニティがあり、その敷地内にグロサリーストア、リカーストア、コヒーショップ、レストランなどの店が集まっている。

写真の部屋の窓からは、ハドソン川とマンハッタンを眺望することができる。グラウンドフロアが駐車場になっており、5階建の3階部分にある3ベッドルーム。フルサイズのバスルームが2つある。アパートの広さは、ベランダ部分を含めて1500平方フィートと、マンハッタンのアパートと比べると、ゆつたりとした間取りだ。

マンハッタンへの足は、フェリー乗り場まで建物前から無料のシャトルバスが運行されているほか、バスターレインに乗り換えができるライトレールの駅が徒歩圏内にあり、バスを使ってもミッドタウンのポートオーソリティー・バスターミナルまで20分ほどで行くことができる。アパート近くには駐車場もあり、月極めの契約が可能だ。家賃は月額4500ドル。

問い合わせは電話212・758・8118。詳細は www.furumoto.com (写真提供・古本不動産)

除雪機があれば雪かきも簡単

年明けから米東海岸を襲っている寒波。積雪も北部では例年よりも多いようだ。一戸建て住宅住まいをする者にとって頭が痛いのは駐車場周りやドライブウエーの雪かき。写真の除雪機があれば積もった雪を希望する方向に5メートルほど先に吹き飛ばしてくれる。充電式モーターで稼働させるため、芝刈り機のような燃料はらず騒音もない。除雪したあとの舗装面を拭くブラシが回転し、除雪後は路面が綺麗になる。



TORO POWER CURVE SNOW BLOWER \$199.99
www.homedepot.com

不動産の税金講座 ⑧

日本の親が亡くなり、遺産の中に米国内にある不動産や銀行預金が含まれていました。米国内に住んでいる子（永住権保持者）が米国内にある財産を相続した場合に発生する日本の相続税と米国の遺産税(Estate Tax)を検討します。

財産を遺して亡くなった親が日本に居住する日本人であり、財産を受け継ぐ相

や銀行預金を相続する子が、米国内に居住する永住権保持者であったとしても、日本に居住する他の相続人同様、日本の相続税を免れることはありません。親の米国税法上の身分は、非居住外国人であるため、米国内に遺された財産のうち、不動産だけが連邦遺産税の対象となり、米国内銀行預金は税法規定上課税対象外です。課税対象となる遺産から基礎控除を差し引いた残額に税率を掛け合わせ、連邦遺産税を算出します。非居住外国人の基礎控除(大島襄/米国公認会計士

除は一律6万ドル、または日米相続税条約第4条に基づく金額のうち、いずれか多い金額です。基礎控除は、税額の計算過程で税額控除の形で処理されます。条約第4条に基づく金額とは、米国民用の基礎控除11・2ミリオンドル(2017年)に、課税対象遺産が全世界遺産総額に占める割合を掛け合わせて得られた按配賦額です。連邦税は課せられない可能性が高いのですが、不動産の所在州の税制によつては、州税が課せられる場合もあります。

私生活では都会の喧騒を離れて暮らす

